下松市地域クラブ活動推進プラン

令和6年3月 下松市 / 下松市教育委員会

下松市地域クラブ活動推進プラン

- 1 はじめに
- 2 本市における学校部活動の現状と今後の予定
 - (1) 本市の中学校の生徒数推移予測
 - (2) 本市の運動部・文化部の現状(中学校別)
 - (3) 学校部活動の今後の予定
- 3 本市における地域移行の方向性
 - (1) 本市が目指す地域クラブ活動
 - (2) 地域移行の時期
 - (3) 子どもの新たなスポーツ・文化芸術活動
- 4 地域クラブ活動の体制整備
 - (1) 地域クラブ活動の運営に係る課題
 - (2) 運営団体の設置
 - 運営団体の役割
 - ・ 運営イメージ図
 - (3) 地域クラブ活動の実施主体
 - (4)地域クラブ活動の登録
 - ・ 地域クラブ活動の要件
 - (5) 庁内の組織づくり
- 5 下松市小中学校部活動地域移行推進協議会

下松市地域クラブ活動推進プラン

1 はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の子どもが、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の支えにより、本市におけるスポーツ・文化芸術の振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る以外にも、異年齢との交流の中で、子ども同士や教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を養成するなど、学校における子どもの自主的で多様な学びの場として、教育的な意義を有してきました。

しかしながら、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなってきています。

こうした状況を受け、国(スポーツ庁及び文化庁)においては、学校部活動の段階的な地域への移行を図ることとして、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を定め、新たな地域クラブ活動をするために必要な対応などを示しています。

令和5年 10 月には、県が「新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定し、国のガイドラインに沿って、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、県内の全ての市町において、休日の地域連携、又は地域移行に向けた取組(平日の移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む)を実施していくこととしています。

本市では、市内の実情に応じた部活動の地域への移行を着実に推進するため、「下松市地域クラブ活動推進プラン」を策定し、地域の運営団体・実施主体によるスポーツ・文化芸術活動の環境整備に向けた方向性を示すこととしました。

なお、本プランの内容は、地域クラブ活動の体制整備の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 本市における学校部活動の現状と今後の予定

(1) 本市の中学校の生徒数推移予測

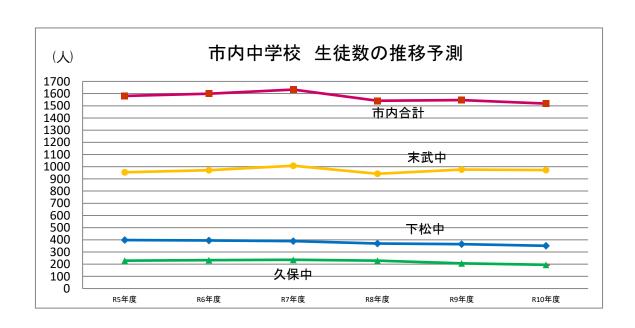
令和 10 年度には、下松中学校では、令和5年度ベースで生徒数が 47 人(約 12%)減少します。同じく久保中学校では、34 人(約 15%)減少する予測となっています。

末武中学校のみ 18 人増加しますが、市内全体では 63 人減少する予測となっています。

市内中学校 生徒数の推移予測

(人)

年度 学校	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R10-R5
下松中	398	395	389	370	364	351	$\Delta47$
久保中	229	233	236	229	207	195	Δ34
末武中	954	971	1008	942	976	972	18
合 計	1,581	1,599	1,633	1,541	1,547	1,518	Δ63



(2) 本市の運動部・文化部の現状(中学校別)

県内一の大規模中学校である末武中学校であっても「男子バレーボール部」がなく、下松中学校や久保中学校では、「サッカー部」や「陸上部」がありません。

一方で、部活動はあるものの、部員数が少なく、団体戦での大会出場や大人 数での活動ができないケースも多くあります。

多くの部活動に、指導者として1~2名の教員が携わり、平日4日、休日1日以上活動しており、教員の負担が大きいことが分かります。

															下松市	立末武	中学校
部活動名	設置			部員	数	(人)			指導	者数	(人) 主な活動場所			活動日数 (日/週)		時間]/日)	その他
	形態	1 /5:	男		女 1年 2年		9 /tr	潚	教員	外部	計		平日	土日	平日	土目	
男子バドミントン部	常設	5		8	1 4-	4	3 牛	24	2	1	3	下松市民体育館・末武中体育館	4	1	2	3	
女子バドミントン部	常設				13	6	11	30	2	1	3	下松市民体育館・末武中体育館	4	1	2	3	
軟式野球部	常設	10	16	14				40	2		2	末武中学校グラウンド	4	1	2	3	
男子バスケットボール部	常設	15	6	7				28	2		2	末武中学校体育館	4	1	2	3	
女子バスケットボール部	常設				10	10	14	34	2		2	末武中学校体育館	4	1	2	3	
男子ハンドボール部	常設	11	11	15				37	2	1	3	末武中学校体育館・末武中球技場	4	1	2	3	
女子ハンドボール部	常設				12	9	5	26	2		2	末武中学校体育館・末武中球技場	4	1	2	3	
女子バレーボール部	常設				13	10	8	31	2		2	末武中学校体育館	4	1	2	3	
男子卓球部	常設	19	4	13				36	2		2	末武中学校体育館	4	1	2	3	
女子卓球部	常設				13	27	12	52	2	1	3	末武中学校体育館	4	1	2	3	
柔道部	常設	3	1	3	2			9	2	1	3	末武中学校武道場	4	1	2	3	
剣道部	常設	1	8		2	1	2	14	2	2	4	末武中学校武道場	4	1	2	3	
男子ソフトテニス部	常設	15	21	19				55	2		2	末武中学校テニスコート	4	1	2	3	
女子ソフトテニス部	常設				23	7	8	38	2		2	末武中学校テニスコート	4	1	2	3	
サッカー部	常設	22	3	8		2	1	36	2	1	3	下松市民グラウンド又は末武中学校グラウンド	4	1	2	3	
陸上競技部	常設	18	17	17	11	11	8	82	3		3	末武中学校グラウンド	4	1	2	3	
水泳部	常設	11	7	9	3	3	3	36	2		2	末武中学校プール又は山口県スポーツ交流村	4	1	2	3	
新体操部	臨時				1	1		2	1		1	外部で活動					
吹奏楽部	常設	3	2	2	8	18	13	46	2		2	音楽室2、新館教室、学年ホール	4	1	2	3	
合唱部	常設	1	1		6	3	6	17	2	1	3	音楽室 1	4	1	4	1	
文芸部	常設	1			11	4	2	18	2		2	図書室	4		1.5		
美術部	常設	1		3	15	14	30	63	2		2	第1美術室	4		1.5		
園芸部	常設	2	4	3	3	2	2	16	2		2	末武中学校グラウンド周辺	4		1.5		
科学部	常設	7	2	2	1	5	5	22	2		2	末武中学校理科室	4		1. 5		
コンピュータ部	常設	4	10	8	4	1	8	35	2		2	末武中学校コンピュータ室	4		1.5		
放送部	常設		1		2		3	6	1		1	放送室	4	1	2	2	
映画部	常設	4	8	9	10	15	4	50	1	2	3	新館2階ホール	2		2		
歌舞伎部	常設		1		2		3	6	1	1	2	総合学習室	2		2		

下松市立下松中学校															立下松中学校		
部活動名	設置			部員	数	(人)			指導	指導者数 (人)		主な活動場所	活動日数 (日/週)		活動時間 (時間/日)		7 0 14
	形態	1年	男 2年	3年	1年	女 2年	3年	計	教員	外部	計		平日	土日	平日	土日	その他
男子バスケットボール部	常設	13	11	10				34	2	1	3	下松中学校	4	1	2	3	
女子バスケットボール部	常設				3	10	8	21	2		2	下松中学校	4	1	2	3	
男子ソフトテニス部	常設	17	6	9				32	2		2	下松中学校	4	1	2	3	
女子ソフトテニス部	常設				7	11	11	29	2		2	下松中学校	4	1	2	3	
男子卓球部	常設	5	12	6				23	2		2	下松中学校	4	1	2	3	
女子卓球部	常設				5	9	11	25	2		2	下松中学校	4	1	2	3	
男子ハンドボール部	常設	9	7	10				26	2	1	3	下松中学校	4	1	2	3	
女子ハンドボール部	常設				2	3	4	9	2	1	3	下松中学校	4	1	2	3	
女子バレーボール部	常設				7	10	6	23	2		2	下松中学校	4	1	2	3	
軟式野球部	常設	5	5	8		1	1	20	2		2	下松中学校	4	1	2	3	
水泳部	臨時	3	1	1	1			6		2	2	徳山スイミングスクール	4	2	4	2	
バドミントン部	臨時					1	1	2		3	3	ACTアリーナ	2	2	2	2	
テニス部	臨時			1				1		1	1	アルファテニスクラブ	3	1	3	2	
新体操部	臨時				1			1		1	1	光市小学校体育館	4	1	4	7	R5年度より新設
陸上部	臨時			2				2		2	2	恋路グラウンド、 周南陸上競技場	2	1	3	4	
吹奏楽部	常設	1		7	4	9	9	30	3		3	下松中学校	4	1	2	3	
総合文化部園芸コース	常設		1		8	1	2	12	1		1	下松中学校	4		2		
総合文化部絵画コース	常設	2	2	2	6	8	6	26	1		1	下松中学校	4		2		

下松市立久保中学校															万立久保中学校			
立()于 由T/Y	設置			部員	数	(人)			指導者数(人)) by still an	活動日数 (日/週)		活動時間 (時間/日)		7 - 11	
	形態	男		女			計	教員	外部	計	主な活動場所	平日	土目	平日	+8	その他		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年		2.50	, 1 Hi	-				1	411		
軟式野球部	常設		6	6				12	3		3	葉山グラウンド	4	1	2	3		
男女バドミントン部	常設	10	6	2	14	5	7	44	3		3	下松スポーツ公園体育館	4	1	2	3		
男女剣道部	常設					5	2	7	3		3	久保中学校武道場	4	1	2	3	R5以降、募集停止	
男子バスケットボール部	常設	8	6	12				26	3		3	久保中学校体育館	4	1	2	3		
女子バスケットボール部	常設				6	5	6	17	3		3	久保中学校体育館	4	1	2	3		
男子ソフトテニス部	常設			6				6	2		2	久保中学校グラウンド	4	1	2	3	R5以降、募集停止	
女子ソフトテニス部	常設						6	6	2	1	3	久保中学校グラウンド	4	1	2	3	R5以降、募集停止	
男子卓球部	常設	6	11	15				32	3	2	5	久保中学校体育館	4	1	2	3		
女子ハンドボール部	常設				10	7	3	20	3	2	5	久保中学校グラウンド (休日は久保中学校体育館)	4	1	2	3		
吹奏楽部	常設				6	6	5	17	2		2	久保中学校音楽室	4	1	2	3		
総合文化創造部	常設					6	1	7	2		2	久保中学校美術室	4	1	2	3		
水泳部	臨時						2	2	1	4	5							

※令和5年5月1日現在。部員数はマネージャーを含む人数。 活動日数、時間については平均的な数値。

(3) 学校部活動の今後の予定

市内の3中学校における部活動の今後の予定については、地域クラブ活動への移行を踏まえ、段階的に縮小していくこととしています。

現在は週5日(平日4日、休日1日)以内としている活動日について、令和6年度中に週4日(平日3日、休日1日)以内、令和7年度中に週3日(平日2日、休日1日)以内へと縮小していきます。さらに、平日の活動日の放課時間及び下校時間を早める体制を整えます。

今後、地域での受入体制が整った時点で、地域クラブ活動を開始することになりますが、令和8年度以降に休日における地域での受入体制が整っていない場合、その学校部活動は原則として平日のみ(週2日)の活動となります。

また、小学校における吹奏楽などの活動についても、地域移行の対象となりますので、あわせて地域への移行を進めていくこととします。

R5 年度 R6 年度 R7 年度 R8 年度 R9 年度 R10 年度 R 5 週5日 週4由 (平日3、休<mark>日1</mark>) 入学生 (平日4、休日1) R 6 週4由 週3日 小6 入学生 (平日3、休<mark>日1) (平日2、休日1</mark> R 7 週3日 週2日 小6 4 (平82、休日1) 小5 入学生 (平日2、休日0) R 8 週2日 小4 小5 小6 入学生 (平日2、休日0)

【今後の中学校部活動の流れ】

※この予定は、地域クラブ活動の体制整備の状況に応じて、毎年見直しを行います。

なお、移行段階においては、生徒が学校部活動と地域クラブ活動の両方に取り組むことも想定されますが、県中体連及び県中文連が主催する大会・発表会等の参加については、各規則に準ずることになります。

※本市の学校部活動は、令和5年4月に市教育委員会が策定した「学校部活動 の在り方に関する方針(改訂版)」に基づき、生徒にとって望ましい部活動 の実施環境を構築しています。

3 本市における地域移行の方向性

(1) 本市が目指す地域クラブ活動

子どもたちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、子どもの心身の健全育成等を図るとともに、地域に新たな価値を生み出し、より良い地域づくりにつなげていくことを目指します。

そのためには、地域(スポーツ・文化芸術の専門家に限定しない)と学校と 行政との連携・協働により、子どもや保護者の負担に十分配慮しつつ、地域ク ラブ活動の環境整備に取り組んでいく必要があります。

そこで、本市では、「子どもたちが自己実現に向けて夢中になって取り組むことができる」持続可能な地域クラブ活動を目指し、学校を含めた地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境を整え、子どもの多様な体験機会の創出を「オール下松」で進めていきます。

(2) 地域移行の時期

国及び県が示す改革推進期間を踏まえ、本市においては今年度から令和7年度までを「移行推進期間」とし、学校部活動の段階的な縮小を踏まえて、地域移行に向けた取組を進め、地域クラブ活動の環境整備を図ります。

平日と休日の活動を分けて考えることが望ましくない場合も想定されるため、基本的には平日と休日の同時移行を目指していきます。

ただし、市内の実情を踏まえて、段階的な移行を円滑に進めていく必要があるため、まずは休日の活動について令和7年度末までを目標に移行し、平日の活動については地域の実情に応じて、できるところから移行することとします。

(3) 子どもの新たなスポーツ・文化芸術活動

部活動の地域移行により、今後、子どもたちは生涯学習活動の一環として、 地域クラブ活動に取り組むことになります。

現在、学校部活動は主に学校施設を利用し、学校単位で行われていますが、 移行後の地域クラブ活動では、学校施設に加え、公共や民間のスポーツ・文化 施設、社会教育施設などを活用し、地域の指導者のもとで活動することが想定 されます。活動場所や活動時間、指導者は多様となるため、子どもたちは自身 の状況等を考慮し、ニーズに合った活動を選択し参加することになります。

こうした多様な地域や世代にふれる機会の創出は、子どもの人格形成につながるとともに、交流を通じた地域の活性化に寄与するものと考えています。

また、学校部活動が担ってきた教育的意義や役割が、地域クラブ活動においても継承・発展できるよう、地域と学校と行政が連携して取組を進めていきます。

4 地域クラブ活動の体制整備

- (1) 地域クラブ活動の運営に係る課題
 - ○指導者の量や質の確保
 - ○活動場所(備品)の確保
 - 〇保護者の負担(費用、送迎など)
 - ○その他(保険加入、責任所在、事故・トラブル対応など)

(2) 運営団体の設置

上記のような課題に対応し、子どもたちが地域において安全安心に活動できる体制を整え、本市が目指す新たな地域クラブ活動を展開していくために、スポーツ活動、文化芸術活動のそれぞれに関する実務を担う事務局として、運営団体を設置することとしています。

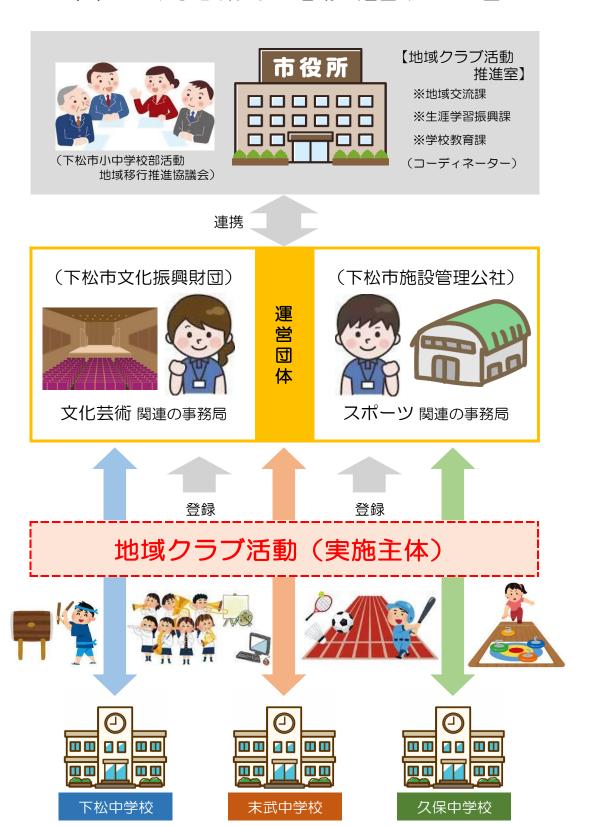
具体的には、地域クラブ活動の実施主体を統括する運営団体として、スポーツ活動の事務局を一般財団法人下松市施設管理公社に、文化芸術活動の事務局を公益財団法人下松市文化振興財団に設ける予定で準備を進めています。

市は運営団体とともに、各中学校や関係団体等と連携し、地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の展開をサポートしていきます。

運営団体の役割

- ア) 新たな地域クラブ活動の「環境構築」
 - 〇受け皿(実施主体)となるスポーツ・文化芸術団体の確保、設立
 - ○指導者の確保、人材発掘
- イ) 新たな地域クラブ活動の「管理運営」
 - ○地域クラブ活動団体の登録に関する受付・管理
 - ○子どものニーズに応じた新たなプログラムの提供(レクリエーション、 複数の運動種目・文化芸術分野に取り組める活動など)
 - ○質の高い指導者の確保・育成
 - 〇地域クラブ活動に係る年間及び毎月の活動計画の策定・公表
 - ○活動中の事故やトラブル等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、 共通理解を図る。
 - 〇学校部活動(学校部活動の在り方に関する方針)に準じ、参加者の心 身の健康管理、事故防止及び体罰、ハラスメントを根絶に努める。
 - ○地域における交流促進により、地域全体のスポーツ・文化芸術活動の振興につなげる。

本市における地域クラブ活動 運営イメージ図



(3) 地域クラブ活動の実施主体

地域移行の流れを受けて、市内においても既にいくつかの団体・クラブが自 主的に立ち上げられています。

地域クラブ活動の実施主体としては、既存の民間クラブや公民館における講座・教室・サークル・同好会などが、地域クラブ活動として登録し、子どもたちを受け入れることも十分に考えられます。こうした流れができれば、子どもたちにとっては選択肢が増え、受け入れる既存の団体にとっても活動の幅が広がり、相乗効果が期待されます。

また、現在は基本的に小学生を対象に活動しているスポーツ少年団が中学生 を受け入れるケース、高校の部活動に中学生が参加するケースも想定されます。 新たな地域クラブ活動の実施主体は、様々な形態が想定されますので、柔軟 に対応できる体制づくりを進めていきます。

(4)地域クラブ活動の登録

地域における活動の受け皿となる団体・クラブについて、下記の本市における「地域クラブ活動の要件」に当てはまる場合は、今後、地域クラブ活動の実施主体として運営団体に登録してもらえるよう、早期に仕組づくりを進めます。

本市の地域クラブ活動として登録された実施主体については、市有施設の使用料の減免や学校備品の利用など、地域での活動に必要な支援が受けられるよう、学校や関係施設との調整を行っていきます。

地域クラブ活動の要件

本市における地域クラブ活動の主な要件については、次のとおりとします。 〇国のガイドラインに準じた活動を行っていること。

【主な内容】

活動時間…平日は長くとも2時間程度/休日は原則として3時間程度 休 養 日…週2日以上(平日・休日ともに1日以上)

会 費…活動の維持運営に必要な範囲で、可能な限り低廉 など

- ○適正な指導を実施できる体制を有していること。
- ○活動状況について、学校との情報共有が行われていること。
- ○事故やトラブル等の管理責任の主体が明確であり、その解決に向けた体制が整備されていること。
- ○規約や定款等に基づき団体の運営が行われ、会計が適切に処理されていること。

(5) 庁内の組織づくり

部活動の地域移行を進めていく上で、市役所内の関係部局による連携は重要となることから、行政の窓口的な役割を果たす「地域クラブ活動推進室(仮称)」を設置し、運営団体と協力して円滑な移行に向けた取組を進めていきます。推進室には、学校や関係団体との連絡調整役としてコーディネーターを配置する予定です。

5 下松市小中学校部活動地域移行推進協議会

本市における学校部活動の地域移行による望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境整備を推進するため、関係する団体等による「下松市小中学校部活動地域移行推進協議会」を令和4年6月に設置しました。

新たな地域クラブ活動の体制づくりには、地域や学校、関連団体等との連携は不可欠となりますので、引き続き本推進協議会の場を活用した、より良い地域クラブ活動の環境整備に努めていきます。